

平成28年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年12月22日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 稲垣 誠亮 2番 北村五十鈴
 3番 荒川 泰宏 4番 丸山 敬二
 5番 岩井智恵子 6番 高橋 繁夫
 7番 太田 健一 8番 野並 享子
 9番 東郷 正明 10番 中塚 尚憲
 11番 上杵 種雄 12番 市木 一郎
 13番 山本 剛 14番 鈴木 市朗
 15番 矢野 隆行 16番 梶山 幾世
 17番 坂口 哲哉 18番 河野 司
 19番 立入三千男 20番 欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第85号から議第109号まで並びに請願第4号及び請願第5号
(平成28年度野洲市一般会計補正予算(第4号) 他26件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第110号から議第112号まで
(野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 他2件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 意見書第21号から意見書第26号まで
(滋賀国体の計画の見直しを求める意見書(案) 他5件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付しました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、12月7日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、太田健一議員、第8番、野並享子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（坂口哲哉君） 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第85号から議第109号まで並びに請願第4号及び請願第5号まで、平成28年度野洲市一般会計補正予算（第4号）他26件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を慎重に審査するため、12月9日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例について審査いたしました。

委員から、予算を伴う条例は必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるものでないと、これを議会に提出してはならないとなっているが、見解を示してほしいとの質疑に対し、具体的に起債などの措置及び企業会計を組織の中で設置する必要がある、まず組織事業の形態を見ていただいた後に予算を順次上げていくとの答弁がありました。

また、位置表示について、基金条例では2203番1他となっており、今回の設置条例では2203番地1と変わった理由はどの質疑に対し、基金条例の際は地番が2203番地1のみではなく、他の地番も含まれていたが、設置条例では代表地番のみで問題ないと考えているとの答弁がありました。

また、第6条で地方公営企業法4条の職員の賠償責任の免除についてはどのようなことかとの質問に対し、地方自治法の規定によらず、独自に議会の同意を得なければならない場合の賠償額を定めるものであるとの答弁がありました。

また、これまでいろいろと積み上げた結果、その条例が出されたわけであるが、仮に採決で否決になった後も何度でも条例を出す覚悟があるのかとの質疑に対し、最終は市長の政治判断になると思うとの答弁がありました。

続いて、委員間討議を行いました。今回の条例というか、実際、これで病院が進むかどうかという段階の大事な議案である。個々にどのように思っているのか伺う。野洲の一等地になぜ病院が必要なのか。60年で建て替えが必要となったときどこへ建てるのか。郊外に建てるとなると一緒である。場所の問題である。地区計画には病院が建つという言葉

は一言も載っていない。手続を踏んでいく必要がある。市民の命を守るための病院というものは市が税金を持ち出してでも守っていく施設だと思う。これからは高齢者の医療と福祉、例えば旧中主町とこちらに1つずつ介護に対しての医療の投資、医療の福祉の充実を図り、診療科目をもっとしっかり見極めてやっていくべきだ。産科がなくなったことが引かかる。若い方が夢を持てる市長も公約で子育ての支援を重点施策にしているのに、赤字が出るからとか、今の野洲病院が採算がとれないからということでやめたと言っている。市長選挙では病院の関係は争点ではないと思っていたが、実際選挙戦では病院を駅前にするか、つくるかつくらないかになり、その結果、市民病院をつくる、駅前でつくるという方が勝った。議会制民主主義の中で、勝った方をきちっと位置づけて進むべきだ。行政側は提案をするだけ、議員はそれを議決する。仮に通ったとしても、今後その経営がうまくいかなかったとき、決めたのは行政側でなく、議員が決めたと言げられる。10年後、20年後をよく考える必要があるなど討議を重ねました。

続いて、議第94号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、今回議員のボーナスが引き上げられることに関して、市民感情からすればなぜというふうに思われるがどうかとの質疑に対し、人事院勧告という制度があり、官民格差を是正するものだが、職員もそれに基づいて改正し、もちろん特別職や議員も同様に対応しているとの答弁がありました。

続いて、議第95号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、扶養手当の改定について、職員からはどのような意見が出ているかとの質疑に対し、職員組合との協議で配偶者の有無などのパターンがいろいろあるので、特に意見としては出ていないとの答弁がありました。

また、今回の改正で全体にどれくらいの影響額となるのかとの質疑に対し、人勤に対する影響額は総額で約2,400万円の増となるとの答弁がありました。

続いて、議第96号野洲市税条例等の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、セルフメディケーション税制を利用するには、病院とか薬局で薬を買うたびにそれを説明してくれるのか、または何かそういう書類があるかとの質疑に対し、セルフメディケーションの控除は平成29年1月1日から使う医療費について、薬局の領収書が対象になってくるので、領収書なりを残し保管してもらおうという制度で、薬局では一覧表

を出してもらうことはなく、メディアの周知が始まるのではないかと理解しているとの答弁がありました。

続いて、議第97号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、今回二重課税を避けるための措置であるが、こういった形で二重課税される方がいるのかとの質疑に対し、台湾との租税条約が結べない状況の国と国の関係があるが、過去に例はないと聞いているとの答弁がありました。

続いて、議第99号野洲市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。特に質疑はありませんでした。

続いて、議第102号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターぎおう）から議第108号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターひょうず）まで一括審査をいたしました。

委員から、指定管理者を決めるのは学区の自治会長が、また、ぎおうはまちづくり推進協議会となっているが、学区の自治会長が皆集まり決めるのか、それとも行政が指定するのかとの質疑に対し、それについては全て地域で決めてもらっているとの答弁がありました。

また、コミセンの事務の方の指名に当たり、市民から不満を持っている声を聞くが、報酬はどれぐらい出しているのかとの質疑に対し、フルタイムで14万何千円になると思う。臨時職員は時給800円で計算して支払ってもらっているが、指定管理者の中で最終決定してもらう金額になるとの答弁がありました。

続いて、議第109号おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについて審査いたしました。

委員から、情報システムの調査研究に関することというのが加えられているが、費用は発生するのか、また調査研究の内容はどの質疑に対し、特に費用は発生しない。また、調査研究内容は図書館システムや財務会計、職員の人事、給与計算などを協議会として情報システムを所管する部署が検討できるようにするために調査研究することであるとの答弁がありました。

また、後から加入する近江八幡市はこれまで5市で積み上げた分の負担は要請しないのかとの質疑に対し、設立当初から他市の参入を妨げることなく、広く募るということにし

ているため、負担を求めないことにしているとの答弁がありました。

以上の14議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第93号については採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

議第94号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第95号から議第97号まで、議第99号、議第102号から議第109号までについては、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時13分 休憩）

（午後1時21分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） ただいま総務常任委員会の委員長から報告がありました議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例について、質疑をしたいと思います。委員長報告で、市立病院設置について質疑の報告があり、何点か、4点ぐらい質問させていただきま

す。
昨年の今ごろは、議会が基本設計を否決したため、多くの市民が行動を起こし、医師会では8,978筆、新病院を望む女性の会も4,394筆の署名や老人会、自治連合会、元市議などから病院建設の要望が出されました。

今年3月議会で基本設計予算が可決され、8月には業者が決まり、今、病院内部のレイアウトなども野洲病院の職員と協議しながら、よりよい市民病院にするため、着々と進められています。

また、今回はスムーズに市民病院を立ち上げていくため、平成31年に現野洲病院を市立病院にして、32年10月に駅前に新設された市民病院に引き継いでいくことが提案されました。

また、地域包括支援センターも病院内に設置され、病院と在宅の相談も一緒のところで

できます。現在のポリボックスのところに交流商業施設が建設され、図書館の分館や商業施設もあり、さらに真ん中には広場があり、病院と連携したヘルスケアタウンの構想が実現することを多くの市民は心待ちにしています。

まず、この条例は今後市立病院を建設するための重要な位置条例です。この条例が通らない限り、実施設計するための地方債の発行もできず、病院建設はストップします。このことから、この設置条例に反対するということは、次なる代替案がなされなければなりません。どのような代替案が出されたのか、お尋ねをしたいと思います。

2点目は、委員間討論も行われたと思いますが、その議論の概要が報告されましたが、この報告以外で特にあれば明らかにされたいと思います。

3点目は、財政が厳しいとか、公立病院は赤字が多いとか、説明が不十分だとか言われていますが、行政は十分説明していると考えます。11月4日の地域戦略課からの財政シミュレーションも現野洲病院の状況の基本につくられています。駐車場を病院事業で行っても、8年後には黒字は変わらないとなっています。資金余剰についても、2段階方式することによって、野洲病院から資産である現金も加わることになり、開院から黒字になるとされており、資金繰りは改善されます。

これまでも野洲病院には1億3,000万円ぐらいの補助はしていました。市民の命と健康を守る費用として、市議会でも認めてきたのではないのでしょうか。今後も市民病院として同じぐらいのお金を一般会計から繰り出すのは当然だと考えます。

報告では、税金を持ち出しても守っていく施設と言われましたが、それに関してどのような質疑がされたのでしょうか、お尋ねいたします。

4点目は、委員間討論で一等地に駅前の病院はふさわしくないとされていますが、最近高島市の駅前に病院が建設されました。また、駅前に病院が建設されたことによって、名古屋の南生協病院は5年目の黒字が3年目で黒字になったと報告されていました。利便性のよいところ、交通弱者の通院できるところ、駅前は最適と考えます。また、今後、循環バスもあやめコース、吉川コースと2本のコースにして、ループ式でなく、集落を通り、直線で駅まで30分で来れる方式にするとか、近江富士コース、大篠原コースも同様に改善をするという計画があります。

医師会からも、市民病院の建設を心待ちにしていますと言われており、市民病院の設置条例は総務常任委員会では否決されましたが、今回の本会議での採決で可決されれば、病院建設を進めることができます。常任委員会の条例の賛成の意見、委員間討論ではどのよ

うな意見があったのか、内容を明らかにされたい。

以上、質疑といたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務常任委員長。

○4番（丸山敬二君） それでは、質問にお答えをいたします。

討論のように長いあれで、なかなかこの部分が質問かというのはちょっと理解しにくいんですが、まず1点目は、代替案が出されたかどうかということですが、先ほどの委員長報告のとおり、代替案はなかったものと認識しております。

2点目の委員間の討議ですけれども、報告された以外というのは、結構先ほどの報告の中でもありましたけれども、ああいったところが主で、特に他はなかったと認識をしております。

3番目、これは税金を持ち出してでもつくれという意味でよかったですでしょうか。これは、委員の中にそういうニュアンスで言われた方も、公立病院やから赤字もやむを得んのと違うかというような発言はあったように記憶はしております。

それから一番最後の4番目の条例賛成の意見は内容を明らかにということですが、条例に賛成します、こういうことで賛成しますというのは、先ほどにも委員長報告しましたように、なかったと記憶しております。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 1点目の、代替案がなく議論を進められたというところにおいては、やはりそれぞれの議員は次なるものを持つての責任が私はあるかと思えます。反対の反対では話にならない。反対だけでは話にならない。だから、こういうふうにするにはいいのではないかと対案などを示しながら、ここではだめだということが必要であろうかと思うんですけれども、何も誰もされなかったというのは残念でありますね。

2点目の委員間討論で特になかったって言われましたが、これ総務常任委員会の議員発言に対する市の考え方というのをもらいました。この中でもいろいろと言われております。医師会が市民病院を求めておられるのは、病院、患者を回すための逃げ道になるからやとか、そういうふうなことをおっしゃっていますね。これは本当に今の医療そのもの、地域の医師会の皆さんが本当に地域の市民の皆さんの命、健康を守るために一生懸命治療をされという形で、いざ何かあったときに入院が必要やというときに、野洲病院を今まで使ってこられたという状況ですので、患者を回して逃げ道をというふうなのでは全くないと私は思います。それは、開業医の先生に対して本当に失礼な話といいたいまいしょうか、そこらあ

たりは委員長、ちょっとこの発言に対してはとめるとか何か、ちょっと何かが必要であったんではないかというふうに思うんですけども、その委員間討論での委員長の回し方に対しての見解を求めたいと思います。

3点目の部分で、一般会計からの繰り入れをしてでもやはり市民の命と健康を守っていくという、これは本当に基本中の基本やというふうに思うんですけども、それに対して発言はあったが議論はなかったと。しゃべりっ放し、言いつ放しで、それに対して赤字やさかい補填したらあかんとか何か、いろいろと市の財政が大変やから、市で負担せんと民間にさせとか、いろいろとおっしゃっていたと思うんですけども、そういうふうな議論もされずに、ただうんうんと聞いておられただけとするならば、一般会計からの繰り入れをしていくというのは反対されている方も当然やというふうに思っておられると思うんです。そこらあたりは委員長、どういうふうな話になったんでしょうか、お尋ねします。

4点目の賛成意見ですが、なかったという。なかったということではないと思いますが、必要やということで賛成を述べられていたと思います。委員長報告でもそういうふうなニュアンスを一番最初にちょっと言われておられるんですけども、今の意見はなかったというのはちょっとずれているのではないかと思います。

病院の建設そのもの、駅前につくるということに関して、私の知り合いで高島病院に通っておられる、その通っておられるのが、福井県の小浜から通っておられるんです。電車で福井から高島病院がもうすぐ来られるということで通っておられるということは、あの野洲の駅前に設置がされたならば、本当に野洲市内だけでなく、いろんなところから病院に来られるという状況に私はなる、本当に利便性の高い病院になるというふうに思うんですけども、もう一度その賛成意見、もうちょっと、粗原稿持っておられると思いますので、そこらあたり、もう一度発言をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 総務常任委員長。

○4番（丸山敬二君） 野並議員の再質問ですけれども、再質問というか、質問は4点というてありましたけれども、何か全体的にひっくるめたようなことでございまして、一番最初の代替案のことについてはなかったと。委員間で、基本的に常任委員会は執行部と委員の間でその提案されたことに対して理解を深めるための質疑をやっておる。討議については自由な発想で議員間がやっているということで、その間に立っては、委員長は何ら自分の意見を述べるそういうあれではありませんので、今でも何か委員長の考えを聞くような質問になっておるので、なかなか答えにくいんですけども、先ほど報告したような内容で

ございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 私、粗原稿持っておられるので、そこから言っていただければというふうに思ったんです。いろんな発言をされているというふうに、この議員発言に対する市の考え方というのを見ますと、いろんな方がいろんなことをおっしゃっていますので、そういう意味ではもう少しきちっと、そのために委員長報告をするに当たって粗原稿を行政からいただいていますので、委員長には。他の議員さんには渡っていませんけども、委員長には粗原稿が渡っていますので、もう少し丁寧な答弁をしていただきたかったというふうに思います。多くの市民の皆さんが今日はお見えです。そういう意味においては、この条例が本当に市民の皆さんの命、健康に関わっている、家族の健康に関わっている、そういう本当に重要な内容の条例ですので、やはりもう少し委員長としての答弁をいただきたかったというふうに思います。この条例が本当にこの本会議で採択されて前に進んでいくということを切に望んでおりまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 今、野並議員は質問ですか、発言ですか、ただ。質問ですか。今のは質問ですか。

（発言する者あり）

○議長（坂口哲哉君） それでは、続きまして第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 第14番、鈴木でございます。

今議会で議第93号が議案として提案されました背景には、平成23年4月に野洲病院からこれまで経営努力をしてきたが、経営の見通しが立たない状況に至り、新病院構想2010が示されたことに端を発しております。このことは何を意味するのでしょうかね。それは、野洲市から地域医療、中核医療拠点を喪失する危険性が生じる事態に立ち至ったということにはほかなりません。

野洲市の65歳以上の高齢化率は、今年2016年10月31日現在で24.71%で、文字どおり超高齢社会の真っただ中にあり、少子高齢化の年齢構成からすれば、この数値は今後さらに高くなっていくものと思われま。

この局面を迎えている野洲市において、地域医療拠点を失うわけにはまいりません。もし失うことになれば、健全な子育てへの支援や、中核医療を必要とする人たちに対する医療難民、入院難民であふれかえることとなります。議会はこの状況は何が何でも避けねば

なりません。そして、今議会に仮称野洲市民病院を平成32年10月に野洲駅前に開設するにあたり、それに必要な議第93号が議案として提案されたものであります。その間、我々議員も地域医療のあり方、そして意義について検討委員会の検討内容、結論、さらに視察やさまざまな勉強をしてきたはずですが、市民ファーストの立場になって次の観点でお伺いいたします。

このような議第93号について、委員会では審議されたのかお伺いいたします。

2点目に、議第93号の委員会審議は、病院を失ってしまうことの危険性がある瀬戸際の審議です。野洲の歴史を変えるような重要な時期にふさわしい審議がなされたかお伺いいたします。

そしてまた、ただいま委員長報告を今初めて聞いたわけでございますが、この委員長報告の中では、例えば委員会に有利なことしか報告されておりません。例えば、野並議員と重複になるかもわかりませんが、総務常任委員会の議員発言に対する市の考え方というのをこれ皆さんファクスでいただいております。その中で、さまざまなこの設置条例とは相反する意見が出ております。例えば、土地の購入を決めたときとか、道路が4車線とか、そして、私はドクターに対して、その委員会で発言されたことについて、本当にドクターに対して何と心からおわび申し上げていいのかわかりません。その内容を読み上げますと、総務常任委員会の委員の中から、医師会が市民病院を求めておられるのは、自分で対応できない患者を回すための逃げ道になっているから、また成人病や医大や京都医大とかルートを持っておられる先生はそちら、そういうものを持っていない医者ほど野洲病院を紹介される。そしてまた、野洲病院であかんとなった場合は、そこから滋賀医大、済生会を紹介される。だから、ほとんどの患者や最初から済生会、滋賀医大の紹介を希望されている。野洲の人が入院されているのが野洲病院より済生会、滋賀医大が多いと思う。これが現実です。野洲病院は症状固定して、そこから退院されてくる人の受け入れ、野洲病院では本来の中核医療の充実にはならない。さまざまな設置条例以外の件がこのレベルで総務常任委員会で議論されていること自体が、私はこれが本当に議員なのかと疑っております。もっともっと市民のやはり医療に対する物の考え方、それが欠如しているんじゃないかなというように私は思っております。やはり委員長報告でありますから、先ほど私が申し上げた件について、委員長報告の中では一つも入っておりません。そういうことについて、今私が申し上げた件につきまして、委員長から回答を求めたいと思います。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務常任委員長。

○4番（丸山敬二君） それでは、鈴木議員の質疑がありましたのでお答えをいたします。

まず、1番目に議第93号について委員間で審議されたのか伺いますということですが、審議した結果を先ほどの委員長報告としてさせていただきました。

2番目に、野洲の歴史を変えるような重要な時期にふさわしい審議はされたかということですが、これは委員それぞれの気持ちを私はわかりません。委員各位はそういう気持ちを持って発言されたものと思います。

先ほどの質疑とは言いながら、委員長の報告に求めるような内容ではないと私は思っています。ああいう内容であれば、議員間の討論をやっていただきたい。この議第93号は、条例案ですので、条例に関係ないものは報告はいたしておりません。それで、先ほど言われたような内容は何も議論はしておりません。委員の発言であったと私は認識をしております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 委員長に再度質問をしてまいりたいと思います。

総務常任委員会の議員発言ということで、12月の20日にファクスで資料をもらっております。これが本来の93号に対する私が申し上げた議員の意見だと思うんですね。それを議員間討議とかそういうような形にすりかえられるという、そういうようなことでは市民は納得しないですよ。ますます議会不信に陥りますよ、こういうことをやっていくと。

私が申し上げるのは、委員長であるあなたが、こういうような発言をされたときに、やはり委員長の職務としてその議員に対して、これは設置条例から外れていますよと。あなたはそういうようなきちっとした資料をもとに発言されていますかと、さまざまな委員長としての職務上の立場があらうかと思うんです。そういうものをどのようにお考えなのか、やはり市民の負託に答えていくべき重要な審議でありますから、その点お伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務常任委員長。

○4番（丸山敬二君） それでは再質問にお答えします。

今の内容は、言われたのは、議長は委員長報告に対する質疑はありませんかということだったので、私はそういうふうに答えさせてもらいました。委員会での話を今ここで出してもらっても、私はこの場では仕方ないと思っています。それであれば、各会派の代表の

方が傍聴に来るなり、その辺までやってもらわなければならないと思います。これだけ関心のあることであれば、会派の方どなたか傍聴されていませんか。それから、先ほど野並議員のときでもそうですけども、傍聴もしているし委員にもおられました。なのに、ああいう質問が出るのは私は疑問です、逆に。

そういつて、だから本来ならば先ほど出たようなときには、やはり私は議長にお願いしたいのは、それこそここで一回質疑はとめていただきたかった、こういうふうに思っています。もし委員長としてのおまえができてないやないかということであれば、私は反省して今後はそれを生かしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 私、あるいは野並議員が申し上げたことについて、委員長はご理解なさっていないというように私は感じております。

今申されました議長が委員長報告に対する質疑ということで、それだけの質疑じゃないと私は思っております。議第93号に対しての総務常任委員会の質疑ということで我々議員は承っております。

それに対して、今私が申しあげましたのは、こういうような93号から外れた意見を申されておるということは、いったいこれはどのような委員会だったのか、その辺が私には図りかねますので、もうこれ以上回答も要りません。やはり、もうちょっときちっとした何をしてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 最後に言われた内容は、20日にファクスでもらったということですけども、どこからもらったのか知りませんが、あのときのそういった内容のことは、たしか委員会では中断して自由な発言でやったような記憶をしております。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） 第1番、稲垣誠亮です。

去る12月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及

び請願を審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第98号野洲市使用料条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、委員から、今回の改正で総合体育館の会議室だけ使用料を上げているのはなぜかとの質疑に対し、以前会議室はパーティションで間仕切りをして2部屋に分けて使ってもらっていたが、現在は間仕切りをしないで広い面積で利用いただいている。従来から2部屋を1室として利用いただく場合は2倍の料金になっているので、今回の改正では最初から2倍の料金を示し、仕切りをして半分を利用した場合には、従来どおりの半分の料金で利用いただけるという形にしたとの答弁がありました。

また、中主B&G海洋センターの体育館の利用金額のところで、スポーツ以外を目的とする利用は1時間につき2,000円という項目がなくなっているが、改正後どうなるのかとの質疑に対し、アマチュアスポーツ以外で利用する場合は該当使用料の額の2倍とすることとし、この規定を適用するとの答弁がありました。

議第98号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第100号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、特に質疑はありませんでした。

議第100号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「福祉医療費助成制度の拡大に関する請願書」については、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、紹介議員に対し質疑を行い、慎重に審査いたしました結果、委員から、今近畿でも中学校卒業までの本制度の実施は50%を超えている。今回の請願ではなぜ小学校3年生までなのかとの質疑に対し、今回の趣旨の一番大きな部分は、一番環境の変化の多い小学校3年生までを対象とするということである。環境の変化によって体調を悪くする子どもも多く、医療費もかさむ。中学生になるとけがなどは多いが、その部分は今回望まずに、一番求められている小学3年生までとさせていただいたとの答弁がありました。

また、草津市、守山市、栗東市、そして本市を含め入院に関わる医療費の補助をしているが、どこも通院については実施されていないという中で、やはり周りの市との調整が必

要で、本市だけというのは難しい問題だと思うがとの質疑に対し、湖南4市といっても他の3市は人口減少も余り心配も必要とせず、本市は唯一人口減少になっていく市であろうと言われている。やはり、子どもをたくさん産んでいただかないと人口減少はとめることができないので、本市らしい医療のあり方ということで先駆けてやっていただきたいとの答弁がありました。

また、段階的に地方交付税が減らされており、厳しい財政状況であるが、執行側としても子育て支援施策で保育料減免などにも取り組んでいる中、財源確保をいかに考えているのかとの質疑に対し、予算のことに関しては議員が考えたり手をつけるところではないので、市民の意見を執行部に委ね、努力して考えていただきたいと思っっているとの答弁がありました。

請願第5号は、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 第8番、野並享子です。

去る12月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案等を審査するため、12月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第101号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、関係者より詳細な説明を受け、質疑を行いました。

委員から、条例の改定案の中には期限は切っていない。付則につけるとか何かをしておかないと、次の見直しの時期とか疑問に思う。今回の値上げの総額は、また老朽管の敷設替えなどの計画を尋ねるとの質疑に対して、担当課から、平成29年度から平成33年度の5年間を目処に料金算定を行っており、5年後に新料金の再検証を行う。必要であれば、

料金を改定する。14%の値上げで約1億円、5年間で5億円ぐらい、大きな事業は南櫻の水源地の上水対策、田中山の排水池の緊急遮断弁の設置、非常発電設備の設置、漏水多発地域の老朽管の更新など、30年、31年に値上げした収入をもとに行うとの答弁がありました。

次に、委員より老朽管の修理費の事業費だが、全ての改修費に120億円ぐらいかかると聞いた。この5年間で5億円ということだが、あとの115億円は次の年度で充てていくのかとの質疑に対し、担当課から、測定耐用年数の1.5倍で平準化しており、水道管なら60年更新をする計画になっている。平成33年度に再検証するとの答弁がありました。

次に、委員から、口径で料金が変わるので、口径の変更ができることを知らされないかとの質疑に対し、担当課から、13ミリの加入金は20ミリの半額で6万4,800円、13ミリに変えられても加入金返還はなく、基本料金は新しい料金でいくと13ミリが20ミリより70円安く840円、使用料は同じ料金、広報誌とかに載せるとき、変更は可能ですという形で知らせるとの答弁がありました。

次に、委員から、臨時福祉給付金の対象者、また母子家庭、生活保護世帯、合わせて1,231世帯、1世帯1カ月151円の値上げになるということだが、年間1,812円になる。1,231世帯で年間223万円、基金が25億円ぐらいある中、値上げ分の補助ができないか。大阪の狭山市とか明石市などでは、ひとり暮らしとか高齢者などに補助をしているが、考えはどの質疑に対し、担当課から、生活保護費の中には光熱費が盛り込まれている。狭山市は昭和の時代から行われている。滋賀県下では守山市で減額されているが、見直しをしていきたいと言われている。水道事業は公営企業法の適用を受け、独立採算で賄うべきであり、受益者負担の公平性の観点から、一般会計からの投入はやってはいけないとの答弁がありました。

次に、委員から、国庫補助の補助率は25%だが、全国一律か、また人口密度が高いところや自己水が確保できているところとそうでないところでは、工事費や原水が水道料金にはね返る状況であり、補助率の見直しを国に言うべきではないかとの質疑に対し、担当課から、補助率は全国一律。積算根拠が複雑になるが、ナショナルミニマムとしての公平性という観点からは必然性がある。野洲市はコンパクトなので、過疎の側には入らないがとの答弁がありました。

以上、一部反対意見を含む質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全員賛

成により採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号「原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願」については、紹介議員の説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、50ミリシーベルト未満の地域の解除について、そんな危険なところを解除するわけがないと思うのですがとの質疑に対し、説明者から、国の方針です、解除することによって帰れるかといえば、子どもなどと一緒に帰れないとの答弁がありました。

委員から、福島に夫婦で働きに行っておられた方が野洲に帰ってこられ、お父さんだけが単身赴任で福島に行っておられる方がおられる。12兆円の廃炉の問題はどのように考えておられるのかとの質疑に対して、説明者から、普通の会社ならこれだけの事故を起こせば倒産ですよ、しかし、銀行も株主も責任とらず、配当金をもらっている。企業の責任なのに、国民の税金や新電力の料金にかぶせてくるのはどうかと思います。まず企業が責任を持つべきとの答弁がありました。

委員より、県としてふるさとに帰ってほしいという原則に基づいて、移転費用の支援、民間賃貸住宅家賃補助など行っている。国としても被災者支援交付金を前年並みに予算を確保している。生活困窮者というのは従来の社会福祉の中で救済していこうとしており、これだけを取り上げるのはいかなるものかとの質疑に対して、説明者から、解除されて帰ってこいと言うが、20ミリシーベルト、1ミリシーベルトに除染しても、山などに降った放射能は除去できないので、また濃度が高くなる。このようなところに帰れないというのが実態との答弁がありました。

一部反対意見を含む質疑応答を繰り返し、慎重に審査を行い、採決しました結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第12番、市木一郎議員。

○ 1 2 番（市木一郎君） 第 1 2 番、市木一郎でございます。

去る 1 2 月 6 日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました予算を審査するため、1 2 月 9 日、1 2 日、1 3 日に各分科会を、2 0 日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長報告で受けましたのでご報告申し上げます。

議第 8 5 号平成 2 8 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）、議第 8 6 号平成 2 8 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 8 7 号平成 2 8 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議第 8 8 号平成 2 8 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 8 9 号平成 2 8 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 9 0 号平成 2 8 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 9 1 号平成 2 8 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 9 2 号平成 2 8 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 8 議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第 8 5 号から議第 9 2 号までの 8 議案は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました予算の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第 8 5 号から議第 1 0 9 号まで、並びに請願第 4 号及び請願第 5 号について、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後 2 時 1 3 分 休憩）

（午後 2 時 1 5 分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、議第 9 3 号について、第 1 2 番、市木一郎議員。

○ 1 2 番（市木一郎君） 第 1 2 番、市木一郎でございます。

ただいま議題となっております議第 9 3 号野洲市病院事業の設置等に関する条例につい

て、反対討論を行います。

1 1月4日の仮称野洲市民病院整備特別委員会において、野洲病院の施設を先に移転先の病院として市立病院化して、仮運営するという方式である2段階方式が示されました。この方法は、野洲清風会が本年3月に平成28年度野洲市一般会計予算に対する修正動議の中で、まず現野洲病院の場所のまま施設や設備を利用して市立病院化すべきと提案した方法と考え方は同じであり、一定の評価をするものであります。

しかしながら、新病院の建設場所を駅前南口とすることや、運営の方法を公務員型と呼ばれる地方公営企業法の全部適用による市の直営方式で行うことについては反対するものであります。

まず、新病院の建設場所を駅前南口とすることに反対する理由として、1番目に、アサヒビール株式会社から駅前南口の土地を買収したときの目的は、市民活動の拠点とすることであったこと。2番目、駅前南口は医師や医療スタッフの確保に有利であるとされているが、医師や医療スタッフの確保は必ずしも施設の立地場所ではないこと。3番目、安定した病院を経営する上で、駅前南口が必須とされていますが、果たしてどれだけの患者がJRを使って来院されるのか想定できないこと。4番目、駅前南口は自動車等の運転ができなくなった高齢者等が公共交通機関を利用して来院されるのに便利とされていますが、現況のバス路線図から見ても、市内を十分網羅しているとは言えず、またバスの本数やバス停留所までの距離等から、果たしてどれだけの利用者が見込めるのか想定しづらいこと。5番目、駐車場については立体駐車場に対応するということであるが、特に高齢者ドライバーにとっては事故発生等の危険性が多く伴うこと。6番目、将来病院を建て替える場所がこの狭隘な駅前南口の土地に確保することは難しく、建設場所を駅前南口に固執する理由にならないこと。7番目、駅前南口に新病院を整備することに対して、賛成されている議員の中にも、本来駅前南口には反対ではあるが、パッケージの提案であるため、やむなく賛成して議員がいること。8番目、地元住民の中には、病院建設自体には反対ではないが、駅前南口に建設することに根強く反対されている方々がいること。以上のようなことから、新病院建設の場所としては駅前南口はふさわしくないと判断するところです。

新病院建設の場所としては、現野洲病院の場所を含め、将来の野洲市のまちづくりを十分勘案した上で決定されるべきと考えます。

次に、運営方法についてですが、多くの直営方式による公立病院では、財政に影響を与えるほどの赤字に苦しめられ、国の公立病院改革プランに沿って改革に取り組まれている

のが現状ですが、一旦走り出しているものを変更することは大変な時間と労力を要します。現実には、県内でも苦勞されている例は周知の事実であります。

運営方法については、人口約5万人で、財政規模約200億円の本市にとっては、指定管理者制度を導入し、湖南医療圏内の大手民間病院に運営を委託されるべきと考えます。

いずれにしても、事をなすには関係する人々、関係する機関との信頼関係の構築が必要であることを申し添え、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例に対する反対討論といたします。何とぞ議員各位におかれましては、賢明なるご判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

私は、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

野洲市民病院は、超高齢化社会に対応しつつ、新たな市街地の開発を前提に、今後も人口の維持を図ろうとしている野洲市において、在宅療養や在宅介護の後方支援はもちろん、市民の日常的な急性期医療を確保するために必須の市民のサービスであることは申すまでもございません。

この事業は、平成23年から既に5年以上もかけて、我々市議会でも審議、採決を繰り返しながら進めてきた事業であります。現在は、平成29年6月までの工程で基本設計が行われている状況でございます。これは、既にこの事業が政策検討の段階を抜け出し、事業段階に入っていることを示すものでもございます。構想決定のときから、社会的情勢やさらには制度に大きな変化や変更が起きていないことを考えますと、今さら、やる、やらないという議論をしても、していること自体が議会として市民の声に耳を傾けていないことになっていることに対しまして、私自身も深く反省しているところでございます。

10月に行われました市長選におきましても、私自身病院の件は本当に政争にはならないと思っておりましたが、いざ選挙戦が始まりましたら、病院問題が政争の論点になり、その結果、病院は駅前野洲市立病院として新しく建設をすると訴えてこられました現山仲市長が当選されたものでございます。これに対しまして、野洲市民のこれは本当の民意ではないかと考えております。

議会制民主主義は、国民が選出した代表者で構成される議会の討議に基づいて政治を運営していくことによって、国民の合意による政治という民主主義の理念を実現しようとい

うものでございます。とあるように、野洲市民の民意を野洲市議会はしっかりと受けとめ、事業を前に進めることが重要であると考えております。

私は、大半の市民が病院を必要だ、そして建てるなら市内しかないというところまでは合意しているのではないかと考えております。したがって、論点としてはなぜ駅前なのか、なぜ直営なのかという部分に絞られていると分析しておるところでもございます。

このことに関しまして、市は病院を進めることとセットで出すのが卑怯であるとする意見がございます。私はそのことに対しては少し違うのではないかと考えております。

これまでの検討経過を繰り返しますと、最初は市内に病院が必要であるのかないのかという根本の議論から開始されております。場所についても、最初のあり方検討委員会の段階では、郊外か駅周辺かの2案の併記でもありました。そして、平成24年7月の可能性検討で駅周辺に絞られ、26年2月の基本構想に係る提言書におきまして、今のA候補地か奥のB候補地か、そして同年3月の基本構想で、ようやく今の場所が確定されたところでございます。同じように、各段階で議論をして1段ずつ具体化されてきたと認識して考えております。

こういったことを考えますと、そもそも何かを事業化していくということは、複数の選択肢の中から最良と思われるものを選んで、まさにパッケージ化していく作業であるとも思われて考えているところがございます。

そして、この市民病院事業に関しましては、事業が成り立つ前提条件が極めて高度なところにあるわけでございます。その上に立って選択肢が限られてき、結果として唯一無二のパッケージとして現在の計画しか残らないということになってきておるわけでございます。

駅前という場所は、確かに野洲市にとって一等地であることは間違いのないところではございます。しかし、これまで商業がこの場所に張りつく可能性があるのかどうか、それだけでにぎわって、継続して経営が行われる可能性は本当にあるのでしょうか。私自身、これまでの野洲の駅前を見ますと極めて低いのではないかと考えるところでもございます。

また、病院の経営を考えても、野洲駅前以外の郊外や今の野洲病院の修繕などをしたところで、本当に患者やお医者さんがついてくれるのでしょうか、これも私は極めて難しいのではないかと考えております。

こういったことを考えますと、これからの時代、車に乗れない患者に喜ばれ、駅もある程度にぎわい、そして病院の経営にもよいという駅前の選択肢が唯一の選択肢とされてい

ることも妥当ではないかと私自身考えております。

最後に、今回の条例案につきまして、具体的に評価を申し上げますと、本則で駅前の新病院を定めた上で、開院や野洲病院の閉院手続が円滑に行われるように、付則で現野洲病院を期間限定の市民病院にすることを定めております。11月に市から明らかにされました先ほどもお話があったように、2段階方式が精巧に規定化された条例でもございます。大変熟慮された内容だと感じております。

なお、この条例案や議案資料は、先日、38歳の若さで突如として逝去されました吉山晋太郎主査が起草されたともお聞きしております。ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。今議会におきまして、確実に成立させることが必要であることを申し上げます。以上、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例につきまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（坂口哲哉君） 次に、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例について、反対の立場から討論を行います。

平成23年4月に、野洲病院から市に対して新病院基本構想2010が提案されたことが発端となり、これまで5年半以上にわたり議論が行われてきました。この間、市長には課題を一つひとつ解決しながら、まるで外堀から確実に埋めるがごとく、慎重に議論を進めてられました。しかし、その進め方には強引ともとれるような手法を用いたり、収支シミュレーションも二転三転するなど信頼性に乏しく、判断に迷うことがしばしばありました。また、病院整備反対議員の理由に、財政が厳しいと言っているのです。そうであれば、固定資産税の税率上乘せを病院整備事業と合わせて検討すると提案するなど、無理難題とも言える提案もありました。

このような中でも、私は是々非々の態度をとりながらも、駅南口で整備ということパッケージとした病院整備には賛成推進の立場で今日まで来ました。

しかし、本年春ごろから市民による駅南口には反対という動きが活発になり、また市長への手紙でも、病院は賛成だが駅前に反対ということが目につくようになりました。このようなことから、私は駅前に反対している人たちの声を聞いてほしいと訴えてきました。

市長選後の京都新聞の社説に、病院計画慎重に推進をという見出しで、3期目に臨む山仲市長はより謙虚に市民の声に耳を傾ける姿勢が求められる。病院計画については、市民

の理解を広げるため丁寧に説明し、必要であれば内容の見直しにも柔軟に取り組んでほしい。また、3選はこれまでの実行力のある行政手腕を有権者が評価した結果と言えるが、その一方で、市政運営がワンマン的だと指摘する声もある。地方新聞といえども、社説に書かれた内容には重みがあることを認識していただきたい。

アサヒビールから駅南口の土地取得の検討中に、市民から野洲病院を持ってきてほしいという要望がありました。このときは、広さの比較を理由に否定的な発言をしております。また、同じくアサヒビールからの土地取得利用として、市民活動拠点施設を整備すると言っていましたが、果たして駅ロータリー直近での病院建設が活動拠点になるのでしょうか。ロータリー直近に病院ができ上がると、拡声器などを使用したイベント等はできなくなり、今以上に寂しい駅前になってしまいます。

提案されている診療科目にしても、現野洲病院に合わせるのではなく、公立病院としての役割を果たすべき科目に見直しを求めるものであり、運営形態においても、多くの自治体病院が直営から切り離しを行っている現状から、一旦公務員となった人たちを民間人にすることは非常に困難なことであり、開院当初から病院経営の専門家による指定管理で行うなどの検討をすべきであります。

以上のようなことから、病院整備事業の基本計画が完成する前に100億円近くに膨れ上がった病院事業について、市民が納得できるよう、いま一度真剣に考えを改めていただきたいと思っています。今後予想されます物価の値上がり、そういったことも考えられますと、ますます膨れ上がる可能性もあります。

以上のようなことから、本条例案は時期尚早と判断し、反対討論といたします。(拍手)
○議長(坂口哲哉君) 次に、第19番、立入三千男議員。

○19番(立入三千男君) 第19番、立入三千男でございます。

ただいま議題になっております議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例について、反対討論を行いたいと思います。

先ほど市木議員から、野洲駅南口での病院建設と市直営の運営形態について詳細な説明はいただきましたので、重複するので省略をさせていただきますが、去る10月23日に執行されました野洲市長選挙では、野洲駅南口での新病院建設と市直営による病院の運営形態に反対、見直しを選挙公約に掲げて立候補された候補者との選挙戦となったところがあります。その結果、投票率は約50%で、山仲市長の得票は投票総数の51%にとどまり、拮抗、僅差での山仲氏の当選となったところがあります。

これは、多くの市民の皆さんが現在進められている野洲駅南口での病院建設と、直営による病院の運営形態に危惧や懸念を示された結果であると思われます。

先ほどもお話がございましたように、去る10月23日の京都新聞の社説で、山仲市長はより謙虚に市民皆さんの声に耳を傾け、病院建設計画については市民の理解を広げるため、丁寧に説明をし、必要であれば内容の見直しにも柔軟に取り組んでほしいとされているところでもあります。

私たちは、病院に反対しているものではございません。野洲駅南口での新病院建設と市直営による病院運営経営の見直しを求め、ただいま議題になっております議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例に対する反対討論といたします。(拍手)

○議長(坂口哲哉君) 次に、第1番、稲垣誠亮議員。

○1番(稲垣誠亮君) それでは、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例について、現民間野洲病院の無償譲渡を野洲市が受けることに関し、疑義、開示不足情報があるため、現時点における判断におきましては反対の立場から討論いたします。

数点ありますが、まず、1点目に関しては被譲渡者である現民間野洲病院の平成27年度の決算書をはじめとして、今回の収支計画に関わったとされる公認会計士の情報に関して、議員側に開示されていないことです。予定では、平成31年7月に無償譲渡が行われることになっていますが、現時点においては、大ざっぱな見込み額しか示されておらず、承継する資産、負債の換価額の試算が適正であるかどうか判断することができません。

2点目に関しては、市長が市民に対して無償譲渡という言葉を使い、あたかも資産、負債の合計がプラスであり、3億5,000万円の価値があるものであり、それをただで譲ってもらうという表現を使用しています。これは、市民に正確な情報を伝えていないと考えます。具体的に申し上げますと、譲渡後必要となってくる現民間野洲病院の建物の解体費用4億6,000万円を、本来は従来の子の説明であったとおり、現民間野洲病院がまずは有限責任の範囲において譲渡前に引き当てるべきであると考えます。市長は、それに対し解体費用の全額を野洲市民へ税金として負担させようとしています。まずはこの点につき、修正を求めるものであります。

会計的な視点からこれを見ますと、私も会計の専門家と協議いたしましたが、これは山川氏ではありません。先日ちょっと侮辱する発言を市長から受けましたので、この点は先に述べさせていただきますが、この点に関しては、もし民間の株式会社に例えたらの話ではありますが、企業会計基準第18号にあります資産除去債務に関する会計基準及び同適

用指針第21号資産除去債務に関わる会計基準の運用指針で、会計ルール上、計上が求められている費用になります。

3点目は、市から現民間野洲病院へ2億2,000万円の貸付金についてです。市長の説明では、無償譲渡によって債権及び債務が同一人に帰属し、その債権は混同によって消滅するとありました。これは、あたかも民間病院への貸付金が債権回収されたような印象を受けますが、これは全く異なります。まずは、野洲市にとっては現民間野洲病院の有限責任によって、一部でも回収できた可能性のある市民の大切な税金であります。よって、無償譲渡を行うのであれば、有限責任をまずは果たした上で行うか、決して無償譲渡ではなく、時価譲渡によって再試算をすべきであると考えます。

無償と言えは聞こえはいいですが、よく遺産相続でもありますが、必ずしも遺産というプラスのものをイメージしがちですが、負の遺産というものもあります。そのような視点で申し上げております。

最後に、私は市の計画を全て否定するものではありません。ただ、比較対案として運営形態として、本年3月に提出された修正動議である非公務員型である独立行政法人による仮に運営であれば、先の資産除去債務である取り崩し費用、4億6,000万円にしましても、野洲市からの借入金2億3,000万円にしましても、承継された独立行政法人が引き継ぐことになり、貸付金に関しては独立行政法人より野洲市へ返済されることができます。合計6億9,000万円の市民の負担を軽くすることができます。よって、市の直営ではなく非公務員型である独立行政法人に承継することも比較検討した上で試算すべき計画を進めるべきであると思います。

よって、現時点においては市の計画が市民にとって最も負担を軽くするという側面も見てこず、判断材料も不十分であることから、反対討論とさせていただきます。

以上です。(拍手)

○議長(坂口哲哉君) 次に、議第101号、第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) 議第101号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例の原案に対して、反対をいたします。

本条例改正は、来年度から水道料金を14%引き上げる提案であります。値上げの理由は、給水人口の伸び悩み、2番目が老朽化施設の更新、3番目が県企業庁からの用水単価の引き上げにより経営状況が悪くなったと言われましたが、県企業庁には77億円の内部留保金があり、1トン当たり4円30銭の値上げはすべきでないと言われ、共産党議員団や市議団

が求めてきました。また、市に対しても県が引き上げたからといって、市の水道料金の引き上げはしないように求めてきました。

今回の14%の値上げは、一般家庭13ミリ口径で月20トンの家庭の場合、月313円、年間3,756円の値上げであり、月2,494円、年間2万9,928円となります。毎年約1億円の増収になることも明らかになりましたが、市民にとっては1億円の負担増になります。

8月9日の野洲市水道運営委員会が水道料金の改定について答申が出されましたが、その答申の附帯意見として、生活困窮者等における負担軽減が図られるように福祉施設等により考慮することと書かれています。

市民税非課税世帯639世帯や、母子父子世帯401世帯、生活保護世帯191世帯、合計で1,231世帯であり、この世帯で10立米で月151円の値上げになるとの答弁でした。1,231世帯で151円であるならば、年間223万円です。25億円の基金がある中で、その0.09%で生活困窮者への負担を抑えることができます。

大阪の狭山市や明石市など、全国には生活保護世帯、ひとり暮らしの高齢者や児童扶養手当受給者などに対して減免措置が行われ、一般会計から企業会計への繰り入れが行われています。このような制度を野洲市でも導入すべきです。

また、工事費の国の補助率は全国一律25%です。企業会計であり、残り75%は水道料金で賄うこととなります。人口密集地域は1人当たりの負担は少なく済みます。琵琶湖の水を水道原水にしている大阪市は、1カ月2,073円で、野洲市の現在の料金より167円安く、値上げ予定の料金2,494円よりも421円も安く、吹田市も270円安いというのが現状です。国に対して補助率の引き上げや、人口密集率などの加算の導入や、自己水が確保できないまちなどの補正が必要ではないでしょうか。これからどのまちも老朽管の敷設替えや耐震の水道管の整備など進める必要があり、過疎のまちで自己水が確保できないようなまちは高額な水道料金になります。公共料金の高いところは住みづらく、人口が減っていく原因にもなります。水道料金が高い甲賀市では、一般会計から26年度1億6,000万円の繰り入れ、27年度は6,000万円の繰り入れとなっています。一般会計からの繰り入れをしなければ、水道料金の値上げをしなければならないからであります。企業会計への繰り出しは適当でないとって生活困窮者への軽減を拒むのはいかなるものなのでしょうか。人間にとって、水なくしては生きていけません。1人の人間が必要とする水は同じであると考えます。低所得者だから少ない水で生きられるものではあ

りません。生命維持の水道水の料金を14%の引き上げは、低所得者にはこたえます。消費税10%への引き上げも計画されており、2年半延ばすことが決められましたが、これが上乘せされていきます。それだけ国民の購買力がないために、景気が回復していかないという状況にどんどん陥っていきます。毎年1億円の増収になるということは、1億円の購買力が下がるということでもあります。全ての一般家庭でなく、企業の水道会計もあると思いますが、地域経済にとって影響を与えることは間違いありません。よって、本条例改正に反対をいたします。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は3時5分といたします。

（午後2時44分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど質疑を終結いたしました。請願4号、5号の討論が残っておりますので、発言を取り消しいたします。

改めて討論を再開いたします。

請願4号、第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 請願第4号「原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願」について、反対討論を行います。

まず、福島県では昨年6月に災害救助法に基づく避難先の住宅の無償提供を平成29年3月で打ち切ると発表され、以降は家賃補助に切り替えることとされています。避難生活が長期化する中で、復興の進展状況に応じて避難者の方々のふるさとへの帰還や生活再建を後押ししていくことが重要な局面になりつつあるというのが県の方針でございます。移転費用の支援や民間賃貸住宅家賃への支援など、避難者の帰還、生活再建に向けた総合的な支援策に取り組んでおられるところです。

政府でも、平成28年度予算において、被災者支援総合交付金を前年並みに確保しており、今後福島県による県内避難者に対する相談支援や、情報提供の取り組みへの支援を含め、福島県と連携しつつ、総合的な支援策を取りまとめていく方針とされています。

東日本大震災の集中復興期間は今年度で終了することになっており、平成28年度予算からは新たな5年間の復興期間がスタートすることになっており、避難者用無償住宅支援

の継続に限定した請願は、限られた復興予算の中で対応することは困難なことと考えます。

災害公営住宅については、被災市街地復興特別措置法等により、その収入の多寡にかかわらず、現に住宅に困窮していることが明らかであれば、災害公営住宅に入居することが法律上は可能となっています。生活に困っている方については、従来の社会福祉の枠組みの中で対応されるべきと考えます。

以上、請願第4号「原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願」の反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 請願第4号「原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願」に対しての賛成討論を行います。

福島原発事故から5年9カ月たちましたが、収束の見通しは全く立っていません。放射性セシウム137の半減期は30年と長く、また専門の間は特に注意が必要と言われていくぐらい長期間放射能を放出します。

現在、民家、公園、学校など除染が行われていても、野山に降り注いだ放射能はそのままであり、除染そのものができません。

政府は、50ミリシーベルト以下の地域の居住制限区域を解除しました。世界的なレベルでは、1ミリシーベルトが基準となっていますが、政府は20ミリシーベルトを基準にしています。

福島県が2016年6月に甲状腺がんの検査結果を発表しました。174人の発症であり、甲状腺がんの比率は高いです。しかし、福島県以外にも放射能は降り注いでいます。

東京金町浄水場で放射線ヨウ素が検出され、上水道の水で赤ちゃんのミルクはつくらないで下さいとペットボトルが配布されたのを覚えておられると思います。

食べ物からの体内被爆で、染色体が異常を起こすことも明らかにされています。

チェルノブイリの原発から30年経ちました。色々な研究や調査が行われています。チェルノブイリから30キロメートルのイワンコフ地区では、人口1,000人当たり30人が心臓疾患などの突然死で亡くなっておられます。このような情報がインターネットでも検索できる中、小さい子どもを連れて帰ってこいと言われても、帰れないのが現状であります。

福島県内でも、汚染濃度が低い地域はありますが、20ミリシーベルト以下になったから帰らないのは本人の責任のごとく、来年3月で住宅支援の打ち切りは、命と健康を軽視

しています。

今、反対討論で住宅家賃の問題を言われましたが、この住宅家賃の問題に対しましては、低所得者や避難生活世帯、家賃月6万円を目安に、1年目が2分の1、最大3万円、2年目が3分の1、2万円を補助するという形で発表し、こういった形でどんどんと切り下げられていく、削減がされていく、打ち切られていっているというのが現状であります。事故の犠牲者を苦しめることはやめるべきです。

現時点でも、避難した子どもがいじめに遭うなど、二次被害が出ています。滋賀県に212人が避難されている現状であり、このような現状は他人事ではありません。

野洲市は福井県原発から60キロメートルの距離であり、北風が吹く時期など、1時間で放射能が飛んでくるという地域であります。稼働はしていませんが、燃料プールや原子炉の中には核燃料が存在しており、福島現状には心痛めます。

地域住民の暮らしと健康を守るために、国と県に対して、避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願に対し、討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、請願第5号、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

請願第5号「福祉医療費助成制度の拡大に関する請願書」に対して、賛成の立場で討論を行います。

本請願の趣旨は、本市の福祉医療費助成制度により、子どもの通院医療費は就学前までを無料としています。これを小学校3年まで無料とすることを要望されています。

私は、請願審査の付託を受けた文教福祉常任委員会の審査の様子を傍聴いたしました。

このときの質問は、市の財政が厳しいとか、予算の引き当てはどのようにするのか、湖南4市で足並みをそろえなければいけない等の意見が出されました。一方では、中学校までの入院費無料は県下でも一番だという声も出されました。紹介議員も、事務事業の見直しによる費用の捻出や、所得制限を設けてでもということ、真剣に答弁をしていました。

請願は非常に重たいものであり、憲法で保障されている何人も請願の権利を有しているもので、市民から負託を受けた議員は、現実の可能性を含めたあらゆる方向からの検討が必要であります。

議会は議会としての判断を求められているものであり、本件が他市と協調をとらなければ事業ができないとは判断できません。

財政面では、本市の決算状況から、毎年5、6億円の不用額を出しているなら、試算さ

れている4,000万円くらいは事務事業の見直し精査により捻出できると判断いたします。

県下13市の状況では、甲賀市、高島市、米原市は既に中学校卒業まで無料化しています。大津市は現在小学校3年までですが、来年1月からは小学校卒業まで、東近江市は今年10月から、所得制限はありますが中学校卒業まで、また、近江八幡市はこれまで就学前までだったものを、小学校卒業まで実施しています。本市を含む7市は、いまだ就学前までです。

安心して、子どもを産み、育てる環境づくりのため、市民から負託を受けている議員各位の良識ある判断をお願いするものであります。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第85号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第4号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第85号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第86号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第86号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第87号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ

いて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 87 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 87 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 88 号平成 28 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 88 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 88 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 89 号平成 28 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 89 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 89 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 90 号平成 28 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 90 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第91号平成28年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第91号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第92号平成28年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第92号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は否決ですので、原案について採決いたします。議第93号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第93号は原案のとおり可決されました。（拍手）

次に、議第94号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第94号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第95号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第95号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第96号野洲市税条例等の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第96号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第97号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第97号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第98号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第98号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第99号野洲市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第99号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第100号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第100号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第101号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第101号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第102号から議第108号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第102号から議第108号までの議案7件は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第109号おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第109号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第109号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号「原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願」について、採決いたします。

環境経済建設常任委員会委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第4号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。よって、会議規則第81条第2項の規定により、本件については記名投票で採決します。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(坂口哲哉君) 本職を除くただいまの出席議員数は18人です。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(坂口哲哉君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(坂口哲哉君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は記名です。投票用紙に、本件を可決することに賛成する方は賛成と、反対する方は反対と記入の上、自己の氏名を併記し、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側より登壇して右側で投票願います。

これより投票に移ります。

事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。

(投票)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(坂口哲哉君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第7番、太田健一議員、第8番、野並享子議員の両議員に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(坂口哲哉君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票18票、無効投票ゼロ。有効投票中、賛成9票、反対9票、白票ゼロ。

以上のとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、本職は不採択と裁決いたします。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第5号「福祉医療助成制度の拡大に関する請願」について採決いたします。

文教福祉常任委員会委員長の報告は不採択とすべきものであります。

これより、原案についてお諮りいたします。

請願第5号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、請願第5号は採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は追って連絡させていただきます。

(午後3時41分 休憩)

(午後4時40分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) ご異議なしと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後4時40分 休憩)

(午後4時47分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議第110号から議第112号、意見書第21号から意見書第26号まで日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) ご異議なしと認めます。よって議第110号から議第112号、意見書第21号から意見書第26号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 追加日程第1、議第110号から議第112号について、野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例他2件を一括議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（立入孝次君） 朗読いたします。

議第 1 1 0 号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例他条例改正 1 件、議第 1 1 2 号工事請負契約の変更について（野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事）、以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 議案の朗読は終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、議第 1 1 0 号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、人事院勧告を踏まえた国家公務員に係る一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容といたしましては、介護休暇を 3 回まで分割し、通算して 6 カ月を超えない範囲内で取得することを可能とすることや、新たに介護時間として 1 日につき 2 時間を超えない範囲で取得することを可能とすることを定めるものです。

なお、本条例は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行するものです。

次に、議第 1 1 1 号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容としましては、これまで育児休業等の対象としていた実子及び養子の他に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、さらにその他これらに準ずるものとして条例で定める者が加えられたことから、条例に委任された事項を定めるものであります。

なお、本条例は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行するものです。

次に、議第 1 1 2 号工事請負契約の変更について（野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事）について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成 2 7 年第 4 回市議会臨時議会で議決を得た野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、主な変更内容につきましては、物価上昇に伴う請負代金の変更であるインフレスライドの対応、工場製作した歩道橋の分割数の増加に伴う部材の追加、歩道橋を設置する際の安全対策の仮設材料等の追加、その他歩道シェルター基礎部分の軟弱地盤対策の追加等であり、契約金額は3,232万4,400円を追加し、5億3,992万4,400円とするものであります。

以上、追加議案の提案説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております議第110号から議第112号について、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後4時50分 休憩）

（午後4時55分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第10番、中塚尚憲議員。

○10番（中塚尚憲君） 中塚です。

議第112号工事請負契約の変更について（野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事）について、1点質問させていただきます。

本日追加資料というような形でレターケースの方に各議員の方に入っていたので、1点だけ聞かせていただきたいことがあります。

この説明を受けた後に、野洲駅前の現場確認に行かさせていただいたら、歩道橋の製作とか追加の部分において、もう製作された後のような、でき上がっているような状態をお見受けしたので、そうなった経緯などお伺いしたいと思います。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、議第112号工事請負契約の変更について、（野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事）につきまして、中塚議員からの質疑に対して、お答え申し上げます。

工事請負契約の変更につきましては、本来、変更が生じた際にその都度ご報告申し上げるものと考えておりますが、かねてより著しく大きな契約の変更が生じた段階や契約変更する概要が固まった段階において、変更をお願いしてきたというところがございます。

特に、今回の野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事におきましては、工事名称のとおり、

歩道橋設置が主要な工事の内容でございます。

4月より始まりました歩道橋製作、安全な運搬経路の検討、安全を最優先した確実な架設方法の検討、そして本年11月中旬に歩道橋設置と進んでまいりました。

その主要な工事であります歩道橋設置の変更すべき内容が明らかになった現時点で、その他の工事と取りまとめをさせていただきまして、今回工事請負契約の追加となったものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 中塚議員。

○10番（中塚尚憲君） 中塚です。

聞きたいことが、いつごろからその工事が始まっていたのかどうかというのがわかれば教えていただきたかったのですが、抜けているかなと思ったので、その辺ちょっと追加でお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 工事の着手時期でございますが、契約につきましては、昨年の11月の臨時議会で契約の方をお認めいただきまして、その後、準備工から始めていったわけでございます。

実際、今回大きな変更となりました野洲駅の駅舎側の基礎部における工事の確実性を向上するための杭の工事の変更につきまして、平成28年2月10日に協議を開始しまして、同年2月24日に変更の指示をしたというような状況でございます。

施工に際しましては、基礎の根幹となる部分でございますので、平成28年3月18日から3月23日までの間に杭の施工をさせていただいたと、このような状況になってございます。

主な変更の着手時期で一番早い工事につきましては、今説明申し上げた基礎杭の変更になるということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 中塚議員。

○10番（中塚尚憲君） このように、5億で契約しているものが3,200万ぽっと上がってくるというのは、やっぱりこれから大きな事業を含めて不安な部分たくさんありますので、今後とも丁寧な説明をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第110号から議第112号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) ご異議なしと認めます。よって、議第110号から議第112号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第110号から議第112号について討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず議第110号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第110号は原案のとおり可決されました。

次に、議第111号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議第112号工事請負契約の変更について(野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第112号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後5時03分 休憩)

(午後5時06分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 追加日程第2、意見書第21号から意見書第26号まで、滋賀国体の計画の見直しを求める意見書(案)他5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第21号について、第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) 意見書第21号滋賀国体の計画の見直しを求める意見書(案)について趣旨説明を行います。

2024年、滋賀県で第79回国民体育大会が開催されます。この大会の開催経費やさまざまな施設、最低でも421億円から605億円かかると言われております。近年開催した他県の1.3から4倍という状況であります。主会場の彦根総合運動競技場、軟弱地帯に建設をして、これもかなり皆さんからの反対の声もありますし、また大津市の上田上の谷底に90億円もかけて建設をする、そこに至る道路の建設などもさらにこれにまだ加わってくるということで、会場だけでなく、本当にさまざまな部分の問題が出されております。6施設だけで331億円から500億円、大会運営費とか競技力向上費を入れれば、先ほど言ったような金額になっています。これは、これまでも国体が大きく膨らんでいっているということで、経費を簡素化、効率化を進めるようにという提言がされている中で、設備だけでも千葉の165倍、岩手の13倍にもなるという、こういうような状況でありますので、この計画の見直しを強く求めるということで、意見書を提出したいと思いません。議員の皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長(坂口哲哉君) 次に、意見書第22号について、第9番、東郷正明議員。

○9番(東郷正明君) 第9番、東郷正明です。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)を提案します。

平成27年度6月30日に閣議決定された骨太の方針の中で、現行の介護保険制度は福祉用具や住宅改修のサービス、高齢者自身の自立意欲を高めるため、介護者の軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。しかし、次期介護保険制度改正に向けて、そうしたことを見直しする検討が盛り込まれました。例えば、手すりや歩行器などの軽度者向けの福祉用具は転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、遅らせ

ることに役立っています。特に、ひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出生活の意義につながっています。

そうした中で、介護予防、日常生活支援総合事業を見直す中で、軽度者に対するそうした福祉用具、住宅改修の利用が原則的自己負担になれば、特に低所得者等の弱者の切り捨てになります。また、福祉用具、住宅改修の利用者が抑制され、介護者の重度化がさらに進展し、その結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自立的な生活を阻害し、給付が増大するおそれがあります。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいて、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から、検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第23号について、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

意見書第23号後期高齢者医療制度の改定に反対を求める意見書（案）。

後期高齢者医療制度はスタートから8年が経過し、この間、低所得者に対する保険料は国民の批判を受けまして、保険料軽減などのさまざまな見直しがされてきました。そして今回、今特例権限として実施されております均等割りの9割軽減と8.5割軽減については、来年4月から0.5割ずつ軽減割合を引き下げ、32年度に本則で定めております7割軽減に戻すということで具体的な作業に入っております。

今この検討中の軽減策においても、いろんな課題が生じてきております。また、この保険料軽減と引きかえに、取りやすいところから取るいわゆる窓口負担の引き上げを打ち出す可能性もあります。

このような動きに対しまして、全国後期高齢者医療広域連合も去る11月17日付で塩崎厚労大臣に要望書を提出しております。

このような状況の中で、保険料引き上げによる高齢者の受診抑制を招かないよう、現在の特例軽減は継続すべきであり、先ほど言いましたふらふらしているこういった制度は本当にいいのか、抜本的な見直しも必要であると思います。

以上のような内容から、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出いたします。どうか議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第24号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、「核燃料サイクル」から撤退を求める意見書（案）について、提案説明を行います。

昨日、政府は高速増殖炉もんじゅの廃炉を決めたという報道がありました。ですが、新たなまた高速炉の建設計画というのを進めるということも発表されていきました。

このもんじゅは、これまで1兆円を超えるような巨額の税金がつき込まれてきた結果、さまざまな大きな事故があったり、問題があったり、そうしたことの連続で、この20年間で、建設されて20年の間でたった250日程度しか稼働できなかったというそうした結果に対しても、報道でもありましたが、記者に対する質問に対して、失敗だと思っているのかということに対しては、失敗ではないということの答弁しかしておらず、失敗と言えないのであらうとは思いますが、要はそうした反省とかそうした研究がなされてないまま、また新たな高速炉の建設というのは、やはり、これ廃炉にするだけでも数千億これからかかっていくということですから、国民の皆さんの納得は得られないのではないかと思います。

この核燃料サイクルの確立が難航する中で、政府はイギリスなどに委託して再処理を進めてきましたが、その結果、使う当てのないプルトニウムがたまる一方で、原発拡散の危険を広げているとして、国際的にも批判を浴びている現状であります。

日本では、既に48トン近くのプルトニウムを保有しておりまして、これ長崎原発で例えますと4,000発以上も生産できるとてつもない量です。これ以上核燃料サイクルに固執して、プルトニウムをため込むというのは本当に危険極まりないと思います。

ということで、もうこのもんじゅの廃炉は当たり前のことだと思いますが、また新たに核燃料サイクルの研究を続けることをやめて、プルサーマルも含めて核燃料サイクルからきっぱり撤退して、原発ゼロということを求めるべきだと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員の皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第25号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第25号原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書について提案理由を説明いたします。

先ほどから私がこの意見書を上げてくれという請願にも言いましたが、福島原発事故から5年9カ月たちましたが、収束の見通しは全く立っていません。全国で14万1,000

0人、滋賀県には全体で212人、福島から155人の方が避難をされています。今、この地域、福島居住制限区域とか避難指示解除準備区域というのを遅くとも来年3月にはもう解除するというので、今年は6月より50ミリシーベルト未満の地域を解除いたしました。もう来年の3月には、広域に避難している無償住宅支援を打ち切るという方針であります。この方針が実行されていったならば、特に母子避難者世帯は避難の継続が困難になります。子どもを抱えて、帰ってこいと言われても帰れないようなところ、そういうふうなところに対して、本当に被爆か貧困か迫るといような事態になるようなことは避けるべきであろうかと思えます。命と健康を守って、安心して避難生活を続けるためには、無償住宅提供を続けるということが必要であるかと思えます。地域住民の命と暮らしを守るために、国と福島県に対して、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を強く求めていきたいと思えます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたしたいと思えます。議員皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第26号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。意見書第26号ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書（案）について、ご説明させていただきます。

本年8月、東京メトロ銀座線青山1丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し、死亡するという大変痛ましい事故がありました。また、その対策に動き出しやさき、10月には近鉄大阪線河内国分駅で全盲の男性がホームから転落し、特急電車にはねられ、亡くなるという事案が発生いたしました。

現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国251駅のうち、ホームドアが設置されている駅は77駅にとまっております。また、平成28年3月末現在、全国約9,500駅のうち、ホームドアの整備が完了しているのは665駅であります。駅の安全対策の観点からも、列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務であると思えます。

そこで、下記の点について意見書を提出するものでございます。

まず1点目、ホームドアの設置にあたっては、全ての鉄道駅ホームの危険個所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅と合わせて速やかな設置を実現すること。

2点目、内方線付き点状ブロックの整備については、全駅で整備を促進すること。

3点目、ソフト面の対応として、希望者への駅係員のアテンドや一般旅客に対する誘導案内、さらには視覚障がい者への積極的な声かけ等、事故を未然に防ぐ対策を強化すること。

以上、3点について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております意見書第21号から意見書第26号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第21号から意見書第26号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第21号から意見書第26号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第21号から意見書第26号について、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩します。

（午後5時25分 休憩）

（午後5時34分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

まず、意見書第23号、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

意見書第23号後期高齢者医療制度の改正に反対を求める意見書（案）に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成

及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずると共に、高齢者の医療について国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした法律であります。

かつては、老人保健法として制定されていましたが、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号第7条）の規定により、題名改正を含む大幅な改正が行われ、2008年4月1日に現在の題名に改正施行され、後期高齢者医療制度が発足した経緯があります。

法改正により、2008年4月1日から75歳以上の老人医療は本法が定める後期高齢者医療制度へ、保健事業は健康増進法へ移行すると共に、新たに40歳以上の者を対象としたメタボリック症候群に対応するため、健康保険を運営する健康保険組合や全国健康保険協会、国民健康保険を運用する市町村や国民健康保険組合等の各保険者が特定検診、特定保健指導を実施する制度に移行したものであります。安定的に高齢者の健康を促進する上で大事な保険制度であります。

この制度に対しても、この意見書は否定的であります。このたびの意見書にあります保険料軽減特例措置につきましては、もう少し慎重に検討が必要と考えます。

以上のことから、後期高齢者医療制度の改正に反対を求める意見書（案）に対して反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

意見書23号、後期高齢者医療制度の改正に反対を求める意見書（案）に対して、賛成の立場から討論します。

安倍政権が先週末まとめた医療、介護の負担提案は、世論の批判を浴び、当初検討されていた厚生労働省案より引き上げ規模は緩和されたものの、窓口払いの面でも月々の保険料の面でも高齢者に新たな負担を求めるものに変わりはありません。医療機関の窓口で払う医療費が膨らんだ場合、所得や年齢などに応じて支払いの上限額を定めた高額療養費制度では、70歳以上の上限を段階的に引き上げることになり、負担増の対象は1,400万人以上に上ります。例えば、年収約370万円未満の課税世帯では、現在の月1万2,000円の外来上限を、17年8月に2,000円引き上げ、また18年8月にはまた4,000円上げて1万8,000円になります。当初の倍増案より緩和されたとはいえ、け

がや病気をしがちな高齢者が懐ぐあいを気にして受診を見合わせる事態が生じ、危惧されます。

後期高齢者の保険料軽減の縮小も、扶養家族の人の中で保険料が10倍になるケースが生まれるなど、暮らしへの影響は計り知れません。

療養病床に入院する光熱水費の引き上げでは、これまで負担がなかった医療の必要性が高い人にまで月1万円以上の負担を強いることになり、費用が払えず退院を余儀なくされる人が生まれかねません。

今回、政府が縮減しようとする負担軽減の仕組みは、高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえたものと政府自身が説明したのですが、安倍政権は、17年度予算案で社会保障の自然増分を概算要求時点よりさらに1,400億円カットすることを揺るがない方針にしています。カットを捻出するため、手当たり次第に医療費で1,000億円、介護で400億円を削減するなど、削減ありきで負担増を押しつけようというものです。こうしたやり方や高齢者の暮らしを無視したものであることが浮き彫りになっています。特例軽減がなくなり、窓口負担増で高齢者とその家族の不安と悲鳴が聞こえるこのような後期高齢者医療制度の改定に反対を求める意見書に賛成討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第24号、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

意見書第24号「核燃料サイクル」から撤退を求める意見書（案）に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成28年12月6日付福井新聞などによれば、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉もんじゅについて、国は12月20日に関係閣僚会議を開いて廃炉を正式に決定いたしました。そして、地元の要望を踏まえ、福井県や敦賀市を将来の高速炉建設に向けた研究拠点として位置づけ、廃炉決定後も当面もんじゅの施設を活用することや、周辺に新たな研究施設を設置することで調整をしております。

一方、新たなエネルギー基本計画案についての与党ワーキング座長代理の公明党の斉藤鉄夫党幹事長代行は、公約で廃止するとしていた高速増殖炉もんじゅは、国際的な研究拠点と位置づけているがとの問いに対しまして、これからの原子力依存を低減させていく上で、発電しながら新たな燃料を生み出す増殖の必要性はないと考えているし、さらにもんじゅは放射性廃棄物を減らしたり、毒物を弱めたり、核兵器を転用しにくい形でプルトニ

ウムを取り出す研究にも使えるということなので、それならば理解できると判断しているとされております。

さらに、当然稼働には原子力規制委員会が課す世界レベルの基準をクリアし、安全性を確保しなければなりません。このことを確認しつつ、また研究成果の取りまとめが終われば、もんじゅは廃炉となりますと回答されておりますとおり、今すぐ廃炉にするのではなく、研究施設としながら活用しつつ廃炉すべきであります。

以上のことから、「核燃料サイクル」から撤退を求める意見書（案）に対して反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第24号「核燃料サイクル」から撤退を求める意見書に対する賛成討論を行います。

福島原発事故によって、あれほどの苛酷な災害が起こり、その原因究明や事故処理もいまだ進んでいない状況にもかかわらず、政府は電力を原発に頼る方針へとかじを取り直して、海外への輸出にも力を入れ始め、さらには原子力規制委員会による原発の再稼働と、再び原発神話が進められようとしています。

もんじゅは、1兆円を越す巨額の税金が投入されたにもかかわらず、たび重なる事故や問題により、20年間でたった200数十日しか稼働しておらず、廃炉にするにしても3,750億円の費用がかかります。廃炉を決定したことは当然のことです。

しかし、政府はさらに新たな核燃料サイクルの原発をつくる計画を発表しました。実験段階にあった文部科学省の原発利権が、現在の安倍政権のもとで力を持つ経済産業省の商業開発として利権へと移行していこうとする現状に、国民の命や安全を守る多くの声が置き去りにされようとしています。

そうした状況の中で、日本原子力研究所に勤めておられた研究員の方が話されている内容が、過去にどのようにして原発神話が進めてきたかを物語っています。その方の話であります。当時、研究所の中でも原子力発電の進め方については相当批判がありました。原発をつくる計画があると、地域の住民から、うちのそばに原発ができるというので、安全なのかどうか話に来て下さいと頼まれるんです。そういうところへ派遣される講師に、原子力研究所当局からさまざまな圧力が加えられました。国の研究機関のメンバーであるおまえたちがなぜ国の政策に反対するんだと異論を排除し、推進派だけが産・官・学の癒着体制をつくって今の原発が進められていく、そういう経験をしてきました。アメリカでス

リーマイル事故、そして日本で福島事故が起こっていますから、今のままでは大体10年から20年に一回苛酷事故が起こっている。原子力は使わない方がいいと思いますと語っておられます。そして、最後に、原発には2つの問題があります。1つは、重大な事故が起こるとのこと。もう1つは、高レベルの廃棄物、使用済み核燃料の問題、この処分の仕方がまだ決まっています。この2つの問題が解決しないうちは、やはり原子力技術は使うべきでないと思います。ただし、原子力技術の可能性は全て否定すべきではありませんが、放射性廃棄物の処分の技術が確立していない限り、原子力を使うことはできないと思いますと語られています。

過去、原発の開発に直接関わってこられた方から、こうした証言も明らかとなっていますが、事実をねじ曲げてでもつくり上げられた原発神話の時代の負の遺産、もんじゅの廃炉は当然の決定ですが、確立もされていない核燃料サイクルからはきっぱりと撤退をし、原発事業の推進はやめるべきであります。

以上、「核燃料サイクル」から撤退を求める意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

意見書第24号「核燃料サイクル」から撤退を求める意見書（案）について反対討論をいたします。

まず、この意見書の取り扱いですけれども、意見書については一定のルールのもとに日程を限定して修正案とかそういうのをやっているんですけども、昨日起こったということで、差し替えをするというのはいかがなものかなど。本来ならば、出すべきものではないと私は認識しております。その上で反対討論をさせていただきます。

エネルギーの乏しい我が国は、豊富で安定した電力を供給するため、国の政策として原子力発電を計画的に進めてきました。しかし、新しい原子炉、高速増殖炉もんじゅの事故、または東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電に対する信頼が大きく失墜したことは事実であります。

政府は、原子力発電を重要なベースロード電源と位置づけ、新たな組織の原子力規制委員会による厳しい審査のもと、この審査に合格した原子力発電所は順次再稼働を認めています。

核燃料サイクルは、原子力発電で使用済みの燃料からプルトニウムを取り出し、MOX燃料として再び原子炉で燃やし発電する方法と、高速増殖炉で新たなプルトニウムを発生

させ燃やす方法があります。事故や不祥事が続いた高速増殖炉もんじゅは、再稼働の見通しが立たないまま、政府は昨日廃炉を決定いたしました。しかし、もんじゅの廃炉、さらに核燃料サイクルをやめてしまうと、原子力発電所での使用済み燃料のプルトニウムがたまり続け、これにより、まさに原子爆弾への利用が懸念されます。今後、原子力発電用として長期間稼働してきた原子炉を廃炉するにしても、そのしっかりとした技術を持っていなければ廃炉作業そのものもできません。

昭和の時代に、2度にわたって起こったオイルショックを思い出して下さい。エネルギーの乏しい我が国で、エネルギー源となるものが失われていくと、大パニックに陥ってしまいます。空気、水、電気は現在の生活においてなくてはならないものです。省エネにも限度があります。人は辛抱の限界を超えることには耐えられません。

このような意味合いからも、不安定な太陽光発電などに頼るのではなく、豊富で安定的に供給できる原子力発電は必要で不可欠なものです。そして、核燃料サイクルを確立継続することは非常に重要なことでもあります。

以上、反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

意見書24号「核燃料サイクル」から撤退を求める意見書に対して賛成討論をします。

もんじゅを廃炉にすることを昨日政府が決めました。核燃料サイクル政策を維持し、後継として、より実用性の近い高速炉の実証炉の開発に着手するとしています。これまで1兆円以上の国費を使いながら、失敗の反省や十分な検証もされていません。核燃料サイクル政策から速やかに撤退することが求められます。

高速増殖炉については、規制委員会と文部科学省の有識者会議でも議論がされてきましたが、国民の運動と世論に押され、やっともんじゅの廃炉を決定しました。これについて、地元の福井県知事は容認していませんが、地元への丁寧な説明も必要となります。

政府は、廃炉に30年で最低でも3,750億かかると試算し、2047年に解体を終えるとしています。

廃炉決定の理由は、運転再開には最低でも8年かかり、5,400億円もの費用がかかることから廃炉することにしました。

もんじゅについては廃炉になりますが、政府が研究開発を進める実証炉や実験炉は残ります。しかし、さらに核燃料サイクルからも撤退を求められます。国のすることだから大

丈夫では済まされません。

多くの専門家が指摘していますように、アメリカやヨーロッパなどでもその技術的困難さにより、高速増殖炉開発から撤退したように、日本も同じ道を歩んで廃炉が決まりました。これまで既に投下された血税は1兆円を超え、無駄増殖炉と呼ばれています。これまで1日5,000万円もの費用がかかっていました。こんな無駄遣いに血税を使うことは許されません。もっとお金の使い方を変えるべきではないでしょうか。核燃料サイクルからも撤退が求められます。それでなければ、原子力に関わる有望な人材を展望のない道へと拘束し、無駄な血税がさらに際限なくつぎ込まれることとなります。福島原発事故現場では、苦闘が続いています。今国がすべきことは、核燃料サイクル政策ではなく、福島原発事故の収束と処理をどうするのか、商業原発の廃炉をどう進め、放射性廃棄物処理をどうするかであり、こうした目の前にある課題を限られた予算と人材を集中して問題解決に当たらせることこそ最優先課題であると考えます。

以上のことから、意見書24号の「核燃料サイクル」政策から撤退を求める意見書に対して賛成討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第25号について、第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎でございます。

ただいま議題となっています意見書第25号原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書（案）について、反対討論を行います。

先ほど請願第4号の反対討論で述べたとおりでございますが、福島県では昨年6月に災害救助法に基づく避難先の住宅の無償提供を平成29年3月で打ち切ると発表され、以降は家賃補助に切り替えるとされています。

避難生活が長期化する中で、復興の進展状況に応じて、避難者の方々のふるさとへの帰還は生活再建を後押ししていくということが重要な局面になりつつあるというのが県の方針でございます。移転費用の支援、それから民間賃貸住宅家賃への支援など、避難者の帰還、生活再建に向けた総合的な支援策に取り組んでおられるところです。

一方、政府におきましても、平成28年度予算において、被災者支援総合交付金を前年並みに確保しており、今後、福島県による県外避難者に対する相談支援や、情報提供の取り組みへの支援を含め、福島県と連携しつつ、総合的な支援策を取りまとめていく方針とされています。

東日本大震災の集中復興期間は今年度で終了することになっており、平成28年度予算からは新たな5年間の復興期間がスタートすることになっており、避難者用無償住宅支援の継続に限定した請願は、限られた復興予算の中で対応することは困難なことと考えます。災害公営住宅については、被災市街地復興特別措置法等により、その収入の多寡にかかわらず、現に住宅に困窮していることが明らかであれば、災害公営住宅に入居することが法律上は可能となっています。また、生活に困っている方については、従来の社会福祉の枠組みの中で対応されるべきと考えます。

以上、意見書第25号原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書(案)の反対討論といたします。

○議長(坂口哲哉君) 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番(東郷正明君) 第9番、東郷正明です。

意見書第25号原発事故避難者の住宅支援の継続を求める意見書に対して賛成討論をします。

2011年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年9カ月がたった現在も、多くの避難者が全国47都道府県1,102の市町村に所在、避難されています。滋賀県内にも現在200名を超える方が避難生活を余儀なくされており、福島原発は決して過去の話ではありません。

しかし、国と福島県は避難指示区域外からの自主避難者に対する借り上げ住宅等の無償提供を2017年3月末で打ち切ることを決めています。これは避難者の人々を放射線に対する健康上の不安から後にしてきたふるさとへの帰還を促すものです。

国際放射防護委員会は2007年の勧告で、一般公衆の年間被曝線量限度を年間1ミリシーベルト以下としましたが、これに対し、国は年間の被曝線量を20ミリシーベルトに引き上げた結果、健康上についての不安が増大しています。

このような中で、住宅無償提供の打ち切りは、被災者を追い詰めることになり、避難先でようやく築いてきた生活の安定を再度崩すこととなります。ましてや、職を失い、新たな生活が始まった方々を路頭に迷わせることは決して国がすべきことではありません。東京電力福島第一原子力発電所事故は、国が原発推進を最優先し、災害大国である日本の状況を過小評価してきたことによる結果とも言えることです。

野洲市は、福井の原発から60キロであり、決して他人事ではありません。いつ我が身に降りかかるかもしれないのではないのでしょうか。

原発事故から6年近くの歳月が経過したとはいえ、放射線による汚染状況は今も改善されていません。国も福島県も理不尽な状況に迫いやられた原発事故避難者に寄り添い、少しでも不安の軽減に応えるべきであり、生活の基礎である住宅の支援の継続をすべきです。子ども被災者支援法にあるように、被災者の不安の解消及び安定した生活に寄与する措置である避難者の無償住宅支援の継続をすべきと考えることから、原発事故避難者に対する避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書に対しての賛成討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

意見書第21号滋賀国体の計画の見直しを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第21号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第22号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第22号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第23号後期高齢者医療制度の改定に反対を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第23号は否決されました。

暫時休憩いたします。

（午後6時05分 休憩）

（午後6時05分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、意見書第24号「核燃料サイクル」から撤退を求める意見書（案）は、原案のと

おり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第24号は否決されました。

次に、意見書第25号原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。よって、会議規則第81条第2項の規定により、本件については記名投票で採決いたします。

暫時休憩いたします。

(午後6時07分 休憩)

(午後6時08分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

今、同数であると確認しましたが、この分についてどういようにお諮りを……。

(「議長裁決」の声あり)

○議長（坂口哲哉君） 議長裁決でよろしいですか。

(発言する者あり)

○議長（坂口哲哉君） 議長裁決は否決といたします。

次に、意見書第26号ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第26号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 6 時 1 2 分 休憩)

(午後 6 時 1 2 分 再開)

○議長 (坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長 (山仲善彰君) 平成 2 8 年第 5 回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る 1 1 月 2 9 日に招集させていただき、本日に至りますまで 2 4 日間でありました。当初提案いたしました補正予算 8 件、条例の制定、改正 9 件、その他 8 件の計 2 5 議案並びに追加提案いたしました条例の改正 2 件、契約案件 1 件、計 3 議案、合わせて合計 2 8 議案につきまして慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただきました。誠にありがとうございます。

特に、病院事業の設置に係る条例案につきましては、さまざまなご意見を踏まえて慎重なご審議をいただきましたが、可決をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、市民の方、傍聴席に入り切れないぐらいたくさんの方が注目して期待を持って見守っていただきました。これをもちまして市民の方、また医師会、あるいは医科大学等医療関係含めまして、その方たちの期待に応えて仕事を進めることができると喜んでおります。まだまだ課題がたくさんございますので、これからも議会、また市民の皆さん方にお諮りをしながら、慎重、着実に進めてまいりたいと考えております。

また、今議会一般質問におきましては、まちづくりや行財政改革への取り組みをはじめ、子どもの育成や虐待防止、安全対策、地域包括支援、その他防災対策や新駅設置など、多岐にわたり、さまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見やご提案を賜りました。これらを真摯に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を目指すまちづくりに生かしてまいります。

さて、平成 2 8 年度の第 4 四半期を終わろうとしております。残された事業の推進を図ると共に、1 1 月に策定いたしました平成 2 9 年度野洲市予算編成方針に基づきまして、厳しい財政状況ではありますが、市民のための健全なまちづくりを基本に、平成 2 9 年度

予算の編成に取り組んでまいります。

最後に、今年も残すところあとわずかとなり、慌ただしさが増してまいります。また、厳寒に向かいます折、議員の皆様方にはご自愛いただくと共に、輝かしい新春をご家族と共にお迎えになられますことを心からお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、平成28年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。（午後6時16分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年12月22日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 太田健一

署名議員 野並享子